

祭りや縁日などで露店等を開設し対象火 気器具等を使用する場合

「消防署への届出」と「消火器の準備」

が必要です。

●祭りや縁日などとは

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しのことです。

※保育園、幼稚園、小学校、自治会などが開催する催しで特定の人のみが参加する催しは含まれません。

●露店等とは

露店、屋台その他これらに類する店舗で、物品等を販売又は提供するものです。

●対象火気器具等とは

気体、液体、固体燃料を使用する火気器具及び電気を熱源とする器具です。

(ガスコンロ、オーブン、炭を燃料にする調理具、発電機など)

| 消防署への届出 | 消火器の準備 |
|---|--|
| 「 露店等の開設届出書 」を最寄りの消防署へあらかじめ提出してください。露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図の添付をお願いします。 | 気体、液体、固体燃料を使用する火気器具及び電気を熱源とする器具を使用する場合は 消火器の設置が必要です 。 |

***消防署への届出は露店等を開設する方が提出してください。ただし主催者が一括して提出することもできます。**

露店等の開設届出書が必要な催しかどうかなどは最寄りの消防署まで問い合わせください。

| | |
|------------------|--------------|
| 北上地区消防組合北上消防署予防係 | 0197-65-5173 |
| 北上消防署和賀分署 | 0197-73-5852 |
| 北上消防署大堤分署 | 0197-67-4981 |
| 北上消防署村崎野分署 | 0197-62-5119 |
| 北上地区消防組合西和賀消防署 | 0197-62-5350 |

イベント会場などで火気使用器具等をお使いになるみなさまへ

平成 25 年 8 月 15 日に京都府福知山市の花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、平成 26 年 4 月に北上地区消防組合火災予防条例の一部を改正し、不特定多数の人が集まる催しで露店等を開設し、対象火気器具等を使用する場合は、あらかじめ「露店等の開設届出書」を消防署に提出し、さらに「消火器の準備」が必要となりました。

また、特に規模の大きい催しは指定催しに指定され、主催者による「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」の提出が必要となりました。

露店等の開設届出のフローチャート

